



高浜市第6期障がい福祉計画・
第2期障がい児福祉計画

令和3（2021）年3月
高浜市



目 次

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 基本的な考え方.....	4
5 障害者総合支援法のサービス体系.....	6
6 障がい児に対するサービス体系	7

II 第5期計画の数値目標の実績

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	8
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	8
3 地域生活支援拠点等の整備	8
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	9
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	10

III 計画の目標指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	11
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	12
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	13
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	14
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	16
6 相談支援体制の充実・強化	17
7 障害福祉サービス等の質の向上	18

IV 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス.....	19
2 日中活動系サービス.....	22
3 居住系サービス.....	27
4 相談支援	30

V	障がい児に対するサービスの見込量と確保策	
1	障害児通所支援.....	32
2	障害児相談支援.....	34
3	子ども・子育て支援.....	35
4	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	36
5	発達障がい者等に対する支援	36
VI	地域生活支援事業の見込量と確保策	
1	本市における地域生活支援事業の概要.....	37
2	必須事業	38
3	任意事業	46
VII	計画の推進について	
1	計画の推進	51
2	計画の推進体制.....	52
3	計画の進捗管理.....	53
VIII	資料	
1	高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会.....	54
2	計画の策定経緯.....	57
3	用語解説	59

I 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の制定

平成15（2003）年度から、それまでの措置制度にかわり利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する新しい利用制度（支援費制度）が導入されました。全国的には、新たなサービス利用者の増加や利用量の増加に見られるように、支援費制度は障害のある人が地域生活を進める上での支援を大きく前進させたと評価されます。しかし一方では、財源の不足、支援費制度の対象となっていない精神障がいのある人に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、さまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がいのある人が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

(2) 障害者自立支援法の改正

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反するとして訴訟が起こされ、平成22（2010）年に法の廃止や新法の制定などを前提として和解が成立しました。

平成24（2012）年6月、障害者自立支援法の改正法が公布され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）と法律名も改められました。

(3) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

平成25（2013）年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

平成27（2015）年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28（2016）年

6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。これにより市町村および都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。改正の主な内容は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）
（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

(4) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

本市においては、障害者自立支援法に基づき、平成18（2006）年度に障害福祉サービスの見込量およびその確保方策を定める「高浜市障がい福祉計画（計画期間：平成18（2006）年度～平成20（2008）年度）」を策定し、その後3年ごとに見直しを行ってきました。

平成29（2017）年度には、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下「第5期計画」といいます。）として一体的に策定しました。

令和2（2020）年度に第5期計画の最終年度を迎えることから、基本指針の見直し、第5期計画の実績等を踏まえて、「高浜市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下「第6期計画」といいます。）を策定することとしました。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」といいます) に即して策定しました。

また、本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定により策定した「高浜市障がい者福祉計画」のうち障害福祉サービス、障害児通所支援並びに地域生活支援事業の分野に係る実施計画です。

(2) 計画の範囲

- ① この計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいおよび高次脳機能障がいのある人を含みます。以下同じ。）および難病患者等です。
- ② この計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）と連携しながら推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度の 3 年間です。

<計画の期間>

年 度	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
高浜市 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第5期（第1期）			第6期（第2期）			第7期（第3期）		
			見直し			見直し			見直し
<参考> 高浜市障がい者福 祉計画	第4次			第5次					
			見直し						見直し

4 基本的な考え方

すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念と、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次の点に配慮して、計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別や地域におけるサービス格差の解消

障害福祉サービスは、身体障がい、知的障がいおよび精神障がい並びに難病患者等という障がい種別にかかわらず、これらの人が必要な時に適切なサービスを受けることができるよう、必要な情報提供を行うとともに、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援など個々の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現する必要があります。そのため地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、個々の課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要なサービス提供体制の整備を進めます。

また、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障がいのある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援等を進めるため、広域的な視点も含めて検討を進めます。また、相談支援の充実を図り、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を推進していきます。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への意向を進めるため、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組み

誰もが「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を進めます。

また、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を進めるとともに、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、共通理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービスを提供し、事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて担う人材の確保に努めます。その専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働き甲斐のある魅力的な職場であることの積極的な周知、広報等に努めます。

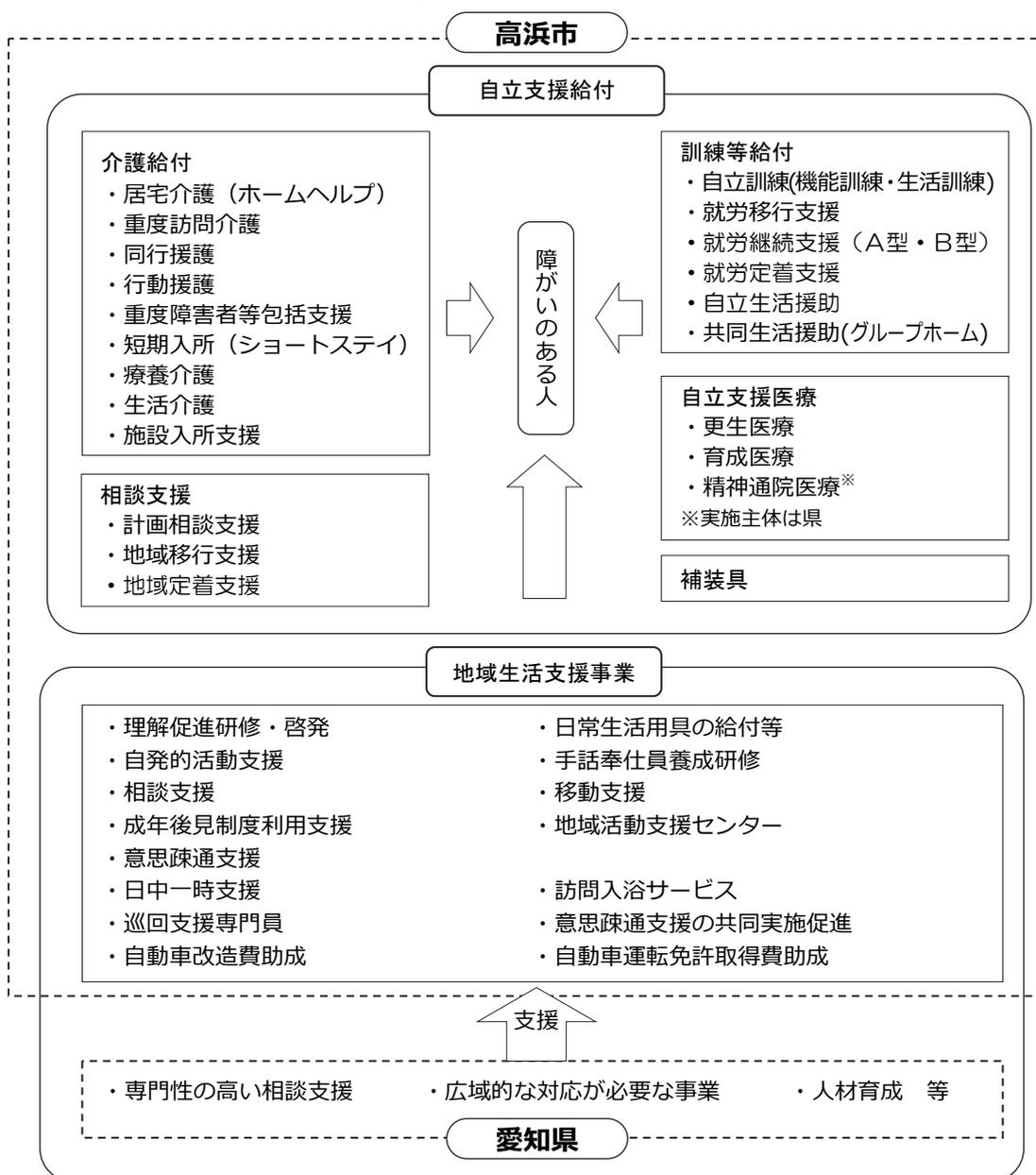
(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえ支援を検討します。

5 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称です。

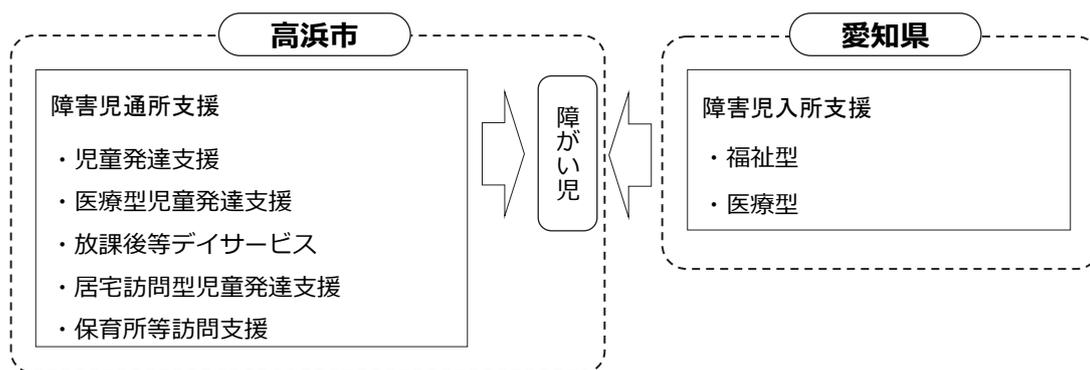
＜障害者総合支援法のサービス体系＞



6 障がい児に対するサービス体系

平成 23（2011）年 5 月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成 24（2012）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18 歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。また、平成 28（2016）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

＜児童福祉法に基づく障がい児サービス体系＞



Ⅱ 第5期計画の数値目標の実績

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○令和2（2020）年度末までに、2人（9.5%）の地域移行を目標としましたが、令和元（2019）年度末現在、3人が障害者入所施設から地域生活に移行しました。

○令和元（2019）年度末時点の施設入所者数は、平成28（2016）年度末施設入所者数21人から5人（23.8%）減少しました。

図表Ⅱ-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分		人数	考え方
平成28（2016）年度末の施設入所者数		21人	平成28（2016）年度末の全施設入所者数
令和元（2019）年度末の施設入所者数		16人	
地域生活移行者数	計画（目標）	2人	平成28（2016）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
	実 績	3人	令和元（2019）年度実績
施設入所者数	計画（目標）	20人	令和2（2020）年度末の全施設入所者数
	実 績	16人	令和元（2019）年度実績

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、令和2（2020）年度末までに、高浜市障害者地域自立支援協議会を協議の場として位置付けます。

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、市単独での整備はもとより、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）での広域的な整備も含め検討してきましたが、障がいのある人が安心して地域で生活できる支援の充実を図るため、令和2（2020）年度に、市内の複数の機関において、その機能を分担して担う面的整備の体制を整えました。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、4人（2.00倍）の目標に対し、令和元（2019）年の実績で6人（3.00倍）が一般就労へ移行しました。

図表Ⅱ-2 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目		人	考え方
平成28（2016）年度の年間一般就労移行者数		2人	平成28（2016）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	計画（目標）	4人 （2.00倍）	令和2（2020）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実 績	6人 （3.00倍）	令和元（2019）年度実績

(2) 就労移行支援事業の利用者数の増加

令和2（2020）年度末までに就労移行支援事業の利用者を12人（3.00倍）とする目標に対し、令和元（2019）年度末現在、11人が利用しています。

図表Ⅱ-3 就労移行支援事業の目標利用者数

項 目		人数	考え方
平成28（2016）年度末の就労移行支援事業の利用者数		4人	平成28（2016）年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	計画（目標）	12人 （3.00倍）	令和2（2020）年度末において就労移行支援事業を利用する人数
	実 績	11人 （2.75倍）	令和元（2019）年度実績

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を、令和2（2020）年度末において全体の10割とすることを目標としましたが、令和元（2019）年度末現在、達成した事業所はありませんでした。

(4) 就労定着支援事業による職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を、令和2（2020）年度末において8割以上とすることを目標としています。令和元（2019）年度中に就労定着支援利用開始から1年を経過した人は、1人中1人で10割です。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）内の市と連携して、令和2（2020）年度までに1か所整備することを目標としていましたが、未整備です。

保育所等訪問支援については、新規参入事業所の確保に努めていますが、市内において未参入です。

(2) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、令和2（2020）年度末までに児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各1か所以上確保することを目標としていましたが、令和元（2019）年度まで休止していた重症心身障害児を対象とした児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所が事業を再開したため目標は達成されました。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置

医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、平成30（2018）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関（保健・医療・福祉・保育・教育等）の協議の場を設置することを目標としていましたが、計画どおり平成30（2018）年度に設置し、具体的な協議を進めています。

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成30（2018）年度に2人、令和元（2019）年度に1人、計3人を配置しています。

Ⅲ 計画の目標指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人本人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

<国の基本指針に示す目標>

- ①令和元（2019）年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
- ②令和5（2023）年度末の施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

<本市の目標>

- ▶本市では、令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末の施設入所者数16人のうち、1人（6.3%）が地域での生活に移行するものとします。
- ▶令和5（2023）年度末時点の施設入所者数は、令和元（2019）年度末施設入所者数16人から1人減少した15人とします。

図表Ⅲ-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考え方
令和元（2019）年度末の施設入所者数	16人	令和元（2019）年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	1人	令和元（2019）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者数	15人	令和5（2023）年度末の全施設入所者数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針に示す目標>

- ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。[都道府県が設定]
- ②令和5（2023）年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。[都道府県が設定]
- ③入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上および入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。[都道府県が設定]

<本市の目標>

- ▶精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、高浜市障害者地域自立支援協議会を協議の場として位置付け、今後は、地域における具体的な取組について協議を進めます。

図表Ⅲ-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

区 分	目標数値	考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	1か所	高浜市障害者地域自立支援協議会を協議の場として位置付ける
開催回数	1回	年間開催回数
関係者の参加数	17人	
保健	1人	
医療	1人	
福祉・介護	9人	
教育	3人	
当事者・家族	3人	
目標設定および評価	1回	年間実施回数

- ▶令和5（2023）年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を、県との調整のもと設定しました。なお、各サービス等の見込みを算出する際、この基盤整備量を参考にしました。

図表Ⅲ-3 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区 分	目標数値
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	13人
65歳以上利用者数	5人
65歳未満利用者数	8人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、高浜市内の複数の機関において、その機能を分担して担う面的整備を行うとともに、機能を充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討していきます。

＜国の基本指針に示す目標＞

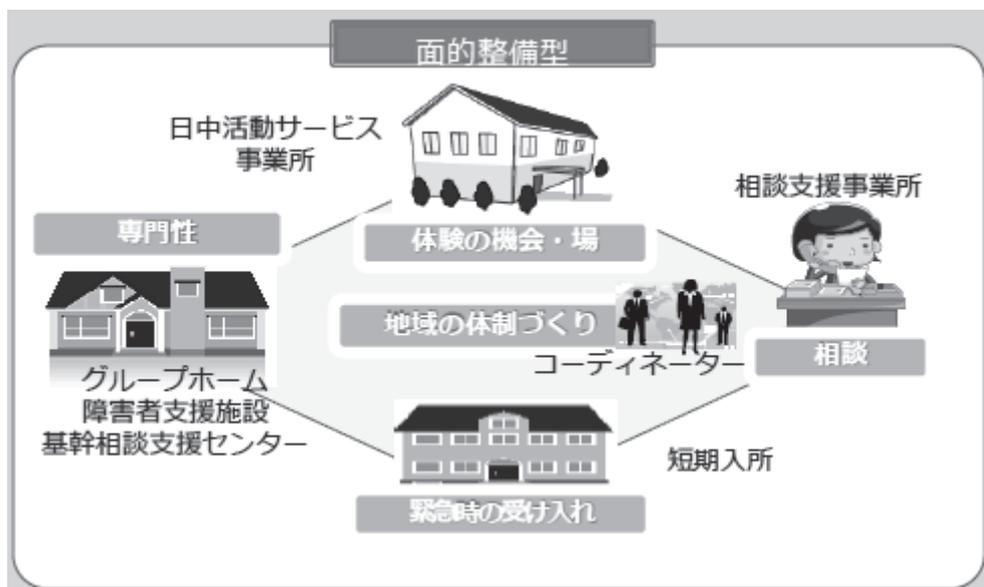
○令和5（2023）年度末までに、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。

＜本市の目標＞

図表Ⅲ-4 地域生活支援拠点等に関する目標数値

区分	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1か所	市単独での面的整備
機能の充実	毎年度1回	運用状況の検証および検討

参考：地域生活支援拠点（面的整備）のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へ移行については、就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障がいのある人の一般就労は広がりません。障がいのある人の一般就労への移行を支援するため、障がいのある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

<国の基本指針に示す目標>

- ①令和5（2023）年度中に、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業：1.30倍以上、就労継続支援A型事業：概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業：概ね1.23倍以上）。
- ②就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ③就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

<本市の目標>

(1) 福祉施設から一般就労への移行

- ▶福祉施設から一般就労へ移行する人については、10人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

図表Ⅲ-5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
令和元（2019）年度の年間一般就労移行者数	6人	令和元（2019）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	10人 (1.67倍)	令和5（2023）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

- ▶就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、令和5（2023）年度末までに8人を目標とします。

図表Ⅲ-6 就労移行支援事業からの一般就労移行目標者数

項 目	目標数値	考え方
令和元（2019）年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	6人	令和元（2019）年度において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	8人 (1.33倍)	令和5（2023）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数

- ▶就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、令和5（2023）年度末までに、就労継続支援A型および就労継続支援B型は各1人を目標とします。

図表Ⅲ-7 就労継続支援事業からの一般就労移行目標者数

項 目		目標数値	考え方
A型	令和元（2019）年度末の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	0人	令和元（2019）年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	1人 (一倍)	令和5（2023）年度末において就労継続支援A型事業から一般就労した人数
B型	令和元（2019）年度末の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	0人	令和元（2019）年度末において就労継続支援B型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人 (一倍)	令和5（2023）年度末において就労継続支援B型事業から一般就労した人数

(2) 就労定着支援事業の利用率と就労定着率

- ▶令和5（2023）年度において就労移行支援事業等で一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標とします。
- ▶就労定着支援事業による職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

<国の基本指針に示す目標>

- ①令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ③令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<本市の目標>

(1) 児童発達支援センターの整備

- ▶児童発達支援センターについては、引き続き、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）内の市と連携して、令和5（2023）年度までに1か所整備することを目標とします。

図表Ⅲ-8 児童発達支援センターの整備目標

項目	目標数値	考え方
児童発達支援センター	1か所	令和5（2023）年度末までに圏域内の市と連携または市単独で整備

(2) 保育所等訪問支援の整備

- ▶令和5（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をめざします。

(3) 重症心身障害児を支援する事業所の充実

- ▶重症心身障がい児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、市内の児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所との連携を強化し、利用者ニーズに対応できる体制をめざします。

図表Ⅲ-9 重症心身障害児を支援する事業所の整備目標

項目	目標数値	考え方
児童発達支援事業所	1か所	既存の事業所に対応
放課後等デイサービス	1か所	既存の事業所に対応

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実

- ▶平成30（2018）年に、医療的ケア児支援のための関係機関（保健・医療・福祉・保育・教育等）の協議の場を設置しました。今後は、医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう具体的な協議を進めます。
- ▶医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係分野の支援を調整するコーディネーターを必要に応じて拡充します。

6 相談支援体制の充実・強化

<国の基本指針に示す目標>

- 令和5（2023）年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

<本市の目標>

- ▶相談支援事業所に対する総合的・専門的な相談支援は、既に「いきいき広場」を中心に実施しており、相談支援事業所との日常的な連携も取れているところですが、今後は、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、地域の相談支援体制のさらなる強化を図ります。

図表Ⅲ-10 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	目標数値		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
総合的・専門的な相談支援	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回

7 障害福祉サービス等の質の向上

<国の基本指針に示す目標>

○令和5（2023）年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

<本市の目標>

▶令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保します。

- ・ 障害者総合支援法の具体的内容の理解
- ・ 障害福祉サービス等の利用状況を把握
- ・ 真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証
- ・ 請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所を確保

図表Ⅲ-11 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

区 分	目標数値		
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	12回	12回	12回

IV 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

- ① **居宅介護**：障がいのある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
- ② **重度訪問介護**：重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
- ③ **同行援護**：視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
- ④ **行動援護**：自己判断力が制限されている人（重度の知的障がいのある人または重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。
- ⑤ **重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における訪問系サービスの実績をみると、居宅介護では利用時間が計画値を大きく上回っています。同行援護では利用者数は計画値を大きく上回っていますが、利用時間は下回っています。なお、重度訪問介護の令和元（2019）年度および行動援護並びに重度障害等包括支援は利用実績がありません。

図表IV-1 訪問系サービスの計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
居宅介護	人／月	68	56	82.4%	71	65	91.5%	74
	時間／月	1,159	1,165	100.5%	1,210	1,515	125.2%	1,261
重度訪問介護	人／月	1	1	100.0%	1	0	-	1
	時間／月	72	8	11.1%	72	0	-	72
同行援護	人／月	3	4	133.3%	3	4	133.3%	3
	時間／月	38	34	89.5%	38	32.5	85.5%	38
行動援護	人／月	1	0	-	1	0	-	1
	時間／月	5	0	-	5	0	-	5
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	-	0	0	-	0
	時間／月	0	0	-	0	0	-	0

※「実績」は当該年度の3月利用分（以下同じ）

(2) サービス量の見込み等

訪問系サービス量の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

行動援護はサービスの利用実績はありませんでしたが、重度の知的障がい等のある人の外出・社会参加の促進を図るために有効なサービスであるため令和5（2023）年度に見込みました。重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績がなく、提供事業所も市内、近隣市町にないため利用者はなしとしました。

図表IV-2 訪問系サービスの見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
居宅介護	人/月	74	77	80
	時間/月	1,639	1,705	1,772
重度訪問介護	人/月	2	2	2
	時間/月	112	112	112
同行援護	人/月	4	4	4
	時間/月	34	34	34
行動援護	人/月	1	1	1
	時間/月	5	5	5
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

(3) サービス量の確保策

障がいのある人の地域移行が進むことや世帯状況の変化等により、訪問系サービスのニーズは高まると予測されます。利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

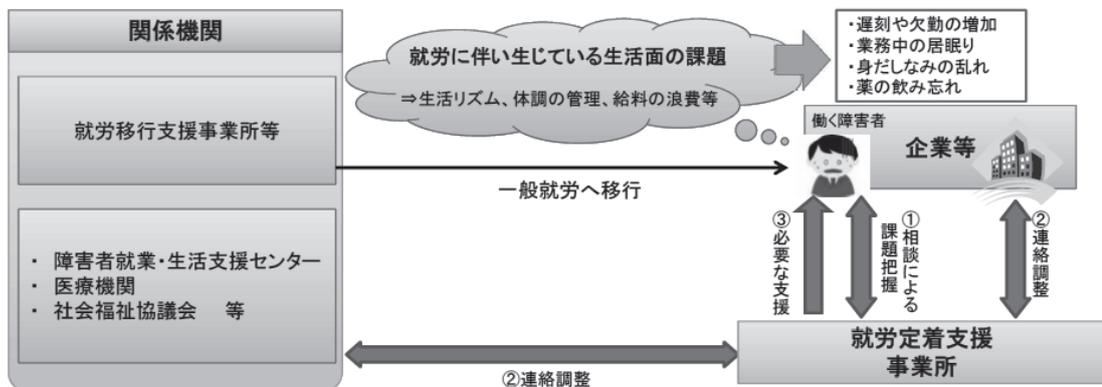
また、市内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がいのある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。なお、障がい特性を理解したヘルパーを確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

2 日中活動系サービス

- ① **生活介護**：常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。
- ② **自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。
- ③ **自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。
- ④ **宿泊型自立訓練**：知的障がいのある人・精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受ける事業です。この事業では、障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
- ⑤ **就労移行支援**：就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間とされています。
- ⑥ **就労継続支援（A型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑦ **就労継続支援（B型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑧ **就労定着支援**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握

するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業です。

参考：就労定着支援事業のイメージ



- ⑨ **療養介護**：医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。
- ⑩ **短期入所**：居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における日中活動系サービスの実績をみると、就労移行支援、就労継続支援A・B型、就労定着支援など就労系のサービスでは、概ね計画どおりか計画値を上回っており、障がいのある人の地域における活動・活躍の場が確保されてきています。

図表Ⅳ-3 日中活動系サービスの計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
生活介護	人／月	87	71	81.6%	91	72	79.1%	93
	人日／月	1,729	1,348	78.0%	1,821	1,385	76.1%	1,867
自立訓練 （機能訓練）	人／月	1	0	-	1	0	-	1
	人日／月	23	0	-	23	0	-	23
自立訓練 （生活訓練）	人／月	1	0	-	1	1	100.0%	1
	人日／月	23	0	-	23	23	100.0%	23
就労移行支 援	人／月	8	12	150.0%	10	11	110.0%	12
	人日／月	184	230	125.0%	230	175	76.1%	276
就労継続支 援A型	人／月	28	30	107.1%	29	30	103.4%	30
	人日／月	557	557	100.0%	579	634	109.5%	596
就労継続支 援B型	人／月	97	90	92.8%	103	97	94.2	106
	人日／月	1,873	1,467	78.3%	1,992	1,692	84.9	2,042
就労定着支 援	人／月	2	1	50.0%	3	6	200.0%	4
療養介護	人／月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
	人日／月	31	31	100.0%	31	31	100.0%	31
短期入所 （福祉型）	人／月	14	11	78.6%	14	13	92.9%	14
	人日／月	70	59	84.3%	70	83	118.6%	70
短期入所 （医療型）	人／月	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
	人日／月	10	8	80.0%	10	6	60.0%	10

(2) サービス量の見込み等

日中活動系サービス量の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の
 利用実績をもとに、特別支援学校の卒業生の人数（令和2（2020）年度：9人、令和
 3（2021）年度：6人、令和4年（2022）度：10人）等を考慮して、次のとおりと
 しました。

図表IV-4 日中活動系サービスの見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
生活介護	人／月	80	85	90
	人日／月	1,529	1,625	1,720
自立訓練（機能訓練）	人／月	1	1	1
	人日／月	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	人／月	1	1	1
	人日／月	23	23	23
就労移行支援	人／月	13	14	15
	人日／月	229	247	264
就労継続支援A型	人／月	34	36	38
	人日／月	675	715	754
就労継続支援B型	人／月	115	123	131
	人日／月	1,943	2,078	2,213
就労定着支援	人／月	10	10	10
療養介護	人／月	1	1	1
	人日／月	31	31	31
短期入所（福祉型）	人／月	17	19	21
	人日／月	101	112	124
短期入所（医療型）	人／月	2	2	2
	人日／月	8	8	8

(3) サービス量の確保策

各事業とも、既存の事業所との連携により、利用者のニーズに対して必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

また、市内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請するとともに、介護保険制度による通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等を障がいのある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。

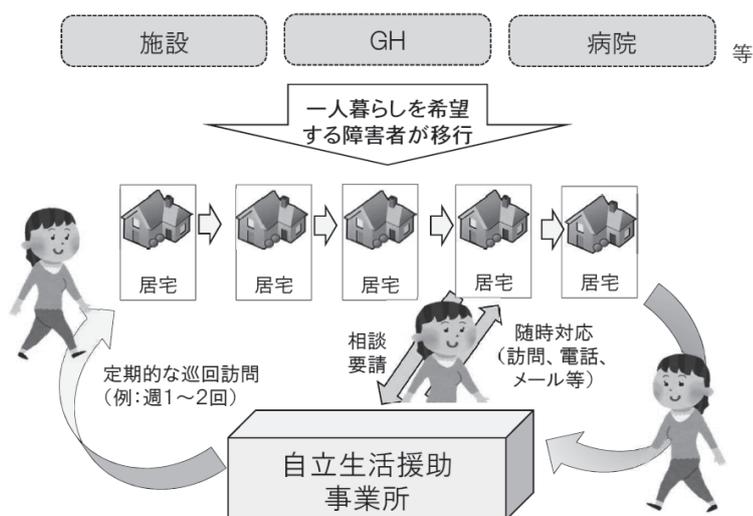
就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、市で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。

なお、障がい特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

3 居住系サービス

- ① **自立生活援助**: 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。

参考：自立生活援助のイメージ



- ② **共同生活援助（グループホーム）**: 障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。
- ③ **施設入所支援**: 施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における居住系サービスの実績をみると、共同生活援助(グループホーム)は計画値を上回っています。一方、地域移行が進んできたことにより、施設入所支援は計画値を下回ってきています。自立生活援助は地域移行の促進に有効なサービスですが、現在のところ利用がありません。

図表IV-5 居住系サービスの計画と実績

区 分		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
自立生活援助	人	0	0	-	0	0	-	1
共同生活援助(グループホーム)	人	31	34	109.7%	36	39	108.3%	38
施設入所支援	人	22	16	72.7%	22	16	72.7%	20

(2) サービス量の見込み等

居住系サービス量の見込みは、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。共同生活援助については、福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案しました。施設入所支援については、国の基本方針と本市の利用者の実情を勘案し、令和5(2023)年度末時点の利用者数を、令和元(2019)年度末の施設入所者16人から1人減少した15人としてしました。また、自立生活援助は、サービスの利用実績はありませんが、地域移行の促進に必要なサービスであること等を考慮し見込みました。

図表IV-6 居住系サービスの見込量

区 分		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
自立生活援助	人	0	0	1
うち精神障がいのある人	人	0	0	1
共同生活援助	人	39	40	41
うち精神障がいのある人	人	8	8	8
施設入所支援	人	16	16	15

(3) サービス量の確保策

自立生活援助については、利用者のニーズを把握しながら、提供可能な事業所への参入を要請していきます。

共同生活援助の事業所は、現在、市内に5か所（定員20人）整備されていますが、地域における生活の場としてグループホームを望む声が少なくないことから、今後の整備については、市内の既存施設の転用・活用や、開設時期等、サービス提供事業所と協議しながら需要動向を注視して進めます。

施設入所支援については、広域的な対応により必要なサービスを提供していきます。

4 相談支援

- ① **計画相談支援**：障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**：障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ **地域定着支援**：ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における相談支援の実績をみると、計画相談支援は平成30（2018）年度では計画値を下回っていましたが、令和元（2019）年度では大きく上回っています。

図表IV-7 相談支援の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
計画相談支援	人／月	40	23	57.5%	40	53	132.5%	40
地域移行支援	人／月	0	0	-	0	0	-	1
地域定着支援	人／月	0	0	-	0	0	-	1

(2) サービス量の見込み等

計画相談支援については、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮するとともに、利用希望者が順次拡大することを想定し見込みました。

地域移行支援および地域定着支援については、実績はありませんが、入所・入院者の地域生活への移行等を勘案して設定しました。

図表IV-8 相談支援の見込み

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画相談支援	人/月	55	60	65
地域移行支援	人/月	0	0	1
うち精神障がいのある人	人/月	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	1
うち精神障がいのある人	人/月	0	0	1

(3) サービス量の確保策

サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

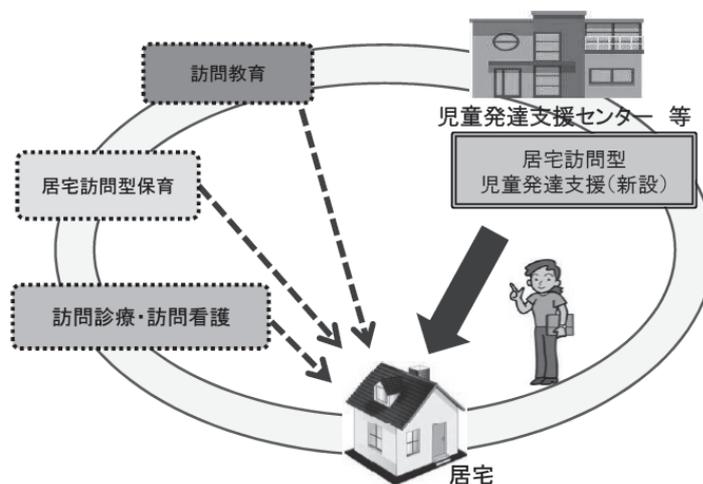
地域移行支援および地域定着支援については、一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援するとともに、できるだけ多くの方が地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

V 障がい児に対するサービスの見込量と確保策

1 障害児通所支援

- ① **児童発達支援**: 集団療育および個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
- ② **放課後等デイサービス**: 学校通学中の障がいのある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- ③ **保育所等訪問支援**: 保育園等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子どもが、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
- ④ **医療型児童発達支援**: 就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。
- ⑤ **居宅訪問型児童発達支援**: 重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

参考：居宅訪問型児童発達支援のイメージ



(1) 第5期計画と実績

第5期計画における障害児通所支援の実績をみると、児童発達支援は平成30（2018）年度ではほぼ計画どおりでしたが、令和元（2019）年度では利用日数が計画値を大きく上回っています。放課後等デイサービスは利用日数において計画値を大きく上回っています。なお、保育所等訪問支援は令和元（2019）年度において新型コロナウイルス感染拡大防止により学校等が休みであったため3月分の利用実績がありませんでした。医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援は利用実績がありません。

図表V-1 障害児通所支援の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
児童発達支援	人／月	12	12	100.0%	12	17	141.7%	12
	人日／月	120	126	105.0%	120	229	190.8%	120
医療型児童発達支援	人／月	0	0	-	0	0	-	1
	人日／月	0	0	-	0	0	-	10
放課後等デイサービス	人／月	74	78	105.4%	77	79	102.6%	80
	人日／月	740	855	115.5%	770	926	120.3%	800
保育所等訪問支援	人／月	3	3	100.0%	3	0	-	3
	人日／月	3	3	100.0%	3	0	-	3
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	-	0	0	-	1
	人日／月	0	0	-	0	0	-	10

(2) サービス量の見込み等

障害児通所支援のサービス量の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。サービスの利用実績のない医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援は、サービス内容の有効性や医療的ケアの必要度の高い人の増加などを考慮し見込みました。

図表 V-2 障害児通所支援の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	人/月	18	20	22
	人日/月	180	200	220
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	10
放課後等デイサービス	人/月	82	84	86
	人日/月	930	953	976
保育所等訪問支援	人/月	3	3	4
	人日/月	3	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1
	人日/月	0	0	10

(3) サービス量の確保策

利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めます。また、障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）内の市と連携して、令和5（2023）年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所のさらなる確保をめざします。

保育所等訪問支援については、こども発達センターが実施している専門職等による園や学校への巡回訪問指導とのバランスを保ちながら、参入事業所の確保に努めます。

2 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における障害児相談支援の実績は、令和元（2019）年度において計画値を下回っていますが、実績数値である3月分以外の月分ではほぼ計画どおりとなっております。

図表V-3 障害児相談支援の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
障害児相談支援	人／月	17	7	41.2%	18	14	77.8%	19

(2) サービス量の見込み等

平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表V-4 障害児相談支援の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
障害児相談支援	人／月	20	25	30

(3) サービス量の確保策

障害児支援利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

3 子ども・子育て支援

(1) 第5期計画と実績

保育所、幼稚園、認定こども園における障がい児の入園については、毎年、統合保育審査委員会が、統合保育が適切に実施できる範囲内で入園の可否を審査し、受け入れています。

(2) サービス量の見込み等

保育所、幼稚園、認定こども園における障がい児の入園については、今後も引き続き、統合保育審査委員会が、統合保育が適切に実施できる範囲内で入園の可否を審査し、受け入れていきます。

また、放課後児童クラブは、ニーズに対応できるよう体制の整備に努めます。

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

(1) 第5期計画と実績

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、平成30（2018）年度に2人、令和元（2019）年度に1人、計3人を配置しました。

図表V-5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	2	-	0	3	-	1

(2) サービス量の見込み等

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、必要な人数のコーディネーターを確保していきます。

図表V-6 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	3	4	5

5 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、本人はもとより家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援していきます。

図表V-7 発達障がい児等に対する支援の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	5	5
ペアレントメンター※の人数	人	4	5	5
ピアサポートの活動への参加人数	人	15	15	15

※ペアレントメンター：自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。メンターは、同じような発達障がいのある子どもの親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

VI 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 本市における地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表VI-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	・ 理解促進研修・啓発事業	
	・ 自発的活動支援事業	
	・ 相談支援事業	
	成年後見制度	・ 成年後見制度利用支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業
	・ 意思疎通支援事業	
	・ 日常生活用具給付等事業	
	・ 手話奉仕員養成研修事業	
	・ 移動支援事業	
任 意 事 業	・ 地域活動支援センター事業	
	・ 日中一時支援事業	
	・ 訪問入浴サービス事業	
	・ 巡回支援専門員整備事業	
	・ 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進	
	・ 身体障害者自動車改造費助成事業	
	・ 障害者自動車運転免許取得費助成事業	

2 必須事業

- ① **理解促進研修・啓発事業**：障がいのある人が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるため研修や啓発を行う事業です。
- ② **自発的活動支援事業**：障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などによる自発的な取組みを支援する事業です。
- ③ **相談支援事業**：障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
- ④ **成年後見制度利用支援事業**：知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する事業です。
- ⑤ **成年後見制度法人後見支援事業**：成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
- ⑥ **意思疎通支援事業**：聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。
- ⑦ **日常生活用具給付等事業**：障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与を行う事業です。
- ⑧ **手話奉仕員養成研修事業**：聴覚障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成する事業です。
- ⑨ **移動支援事業**：屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。
- ⑩ **地域活動支援センター事業**：障がいのある人の地域における自立生活と社会参加を促進するため、地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援する事業です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

<第5期計画と実績>

「たかはまボッチャ大会」の開催などを通じ、障がいの有無に関わらず市民同士の交流を図ることで障がいのある人に対する理解を深めることができました。

図表VI-2 理解促進研修・啓発事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度		令和元（2019）年度		令和2（2020）年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、引き続き、ボッチャ大会をはじめとしたイベントや、福祉実践教室の開催を通じて障がいのある人の理解を深めるための取組を強化します。

図表VI-3 理解促進研修・啓発事業の見込み

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

<第5期計画と実績>

障がいのある人やその家族、地域住民などが自発的に活動に取り組むことができるよう働きかけていく予定でしたが、具体的な取組までには至りませんでした。

図表VI-4 自発的活動支援事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度		令和元（2019）年度		令和2（2020）年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
自発的活動支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

当事者団体などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人等が自発的に行う活動に対する支援をします。

図表VI-5 自発的活動支援事業の見込み

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

<第5期計画と実績>

平成30(2018)年度から、相談体制を事業所別にしたことで、相談件数が計画値を下回りました。

図表VI-6 相談支援事業の計画と実績

区 分		平成30 (2018) 年度			令和元 (2019) 年度			令和2 (2020) 年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
相談支援事業	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
	件	8,500	4,754	51.3%	9,000	5,850	65.0%	9,500
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	-	無	無	-	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-	有

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

引き続き、市内の相談支援事業所に委託し実施します。また、基幹相談支援センターの設置に向け、関係機関と連携を図り、新規参入の働きかけなど事業所の充足に向けた検討を行います。

住宅入居等支援事業については、利用者のニーズを把握した上で、地域生活に必要な居住確保を支援するため、引き続きあり方について検討し、早期の実施をめざします。

図表VI-7 相談支援事業の見込み

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
一般相談支援事業	か所	2	2	2
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

<第5期計画と実績>

平成30（2018）年度は2人、令和元（2019）年度は1人の利用がありました。

図表VI-8 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

高齢化の進展と世帯状況の変化により、対象者が増加することを想定し見込みました。障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、事業の普及に努めます。

図表VI-9 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

<第5期計画と実績>

成年後見制度法人後見支援事業については、権利擁護支援センターにおいて、これからの展開について検討してきました。

図表VI-10 成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度		令和元（2019）年度		令和2（2020）年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

近隣市の動向を踏まえながら、引き続き、権利擁護支援センターにおいて成年後見制度における後見等の業務のあり方と今後の展開について検討していきます。

図表VI-11 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
成年後見制度法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無

(6) 意思疎通支援事業

<第5期計画と実績>

手話通訳者設置事業は、毎週金曜日午前9時から正午までいきいき広場に手話通訳者を1人配置しています。

手話通訳者派遣事業の利用者は、計画値を若干下回っていますが、ほぼ見込どおりです。要約筆記者派遣事業は、これまで利用実績はありません。

図表VI-12 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		平成30(2018) 年度			令和元(2019) 年度			令和2 (2020) 年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
手話通訳者派遣事業	人	7	4	57.1%	7	6	85.7%	7
要約筆記者派遣事業	人	1	0	-	1	0	-	1

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

意思疎通支援事業の量の見込みは、平成30(2018) 年度と令和元(2019) 年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

また、障がいのある人が生活上、意思疎通を図るために、障がい特性に応じたコミュニケーション手段(手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置)を選択することができ、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

図表VI-13 意思疎通支援事業の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	35	35	35
要約筆記者派遣事業	件	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における日常生活用具給付等事業の実績をみると、居宅生活動作補助用具が計画値を大きく下回っていますが、概ね計画どおりです。

図表Ⅳ-14 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
介護・訓練支援用具	件	3	4	133.3%	3	2	66.7%	3
自立生活支援用具	件	7	7	100.0%	7	6	85.7%	7
在宅療養等支援用具	件	9	12	133.3%	9	6	66.7%	9
情報・意思疎通支援用具	件	3	6	200.0%	3	10	333.3%	3
排泄管理支援用具	件	810	751	92.7%	810	740	91.4%	810
居宅生活動作補助用具	件	4	3	75.0%	4	1	25.0%	4

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

日常生活用具給付等事業の量の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

図表Ⅵ-15 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
介護・訓練支援用具	件	4	4	4
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	10	10	10
排泄管理支援用具	件	850	850	850
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4

(8) 手話奉仕員養成研修事業

<第5期計画と実績>

手話奉仕員の養成は、若干計画値を下回っています。

図表VI-16 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
手話奉仕員養成研修事業	人	15	10	66.7%	15	11	73.3%	15

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

手話奉仕員養成研修事業の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるよう手話奉仕員養成に努めます。

図表VI-17 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
研修修了者数	人	15	15	15

(9) 移動支援事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における移動支援事業の実績をみると、若干計画値を下回っています。

図表VI-18 移動支援事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
移動支援事業	人	78	65	83.3%	81	64	79.0%	84
	時間	3,783	2,969	78.5%	3,928	2,629	66.9%	4,074

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

移動支援事業の量の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

移動に支援を必要とする人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

図表VI-19 移動支援事業の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
移動支援事業	人	68	70	72
	時間	2,951	3,037	3,124

(10) 地域活動支援センター事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における地域活動支援センター事業の実績をみると、市内に地域活動支援センターはありませんが、利用者数はほぼ計画値どおりです。

図表VI-20 地域活動支援センター事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2 (2020) 年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
地域活動支援 センター事業	人	10	10	100.0%	10	9	90.0%	10
	か所	4	3	75.0%	4	4	100.0%	4

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

地域活動支援センター事業の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

サービス提供事業所との連携のもと、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

図表VI-21 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域活動支援センター事業	人	10	10	10
	か所	4	4	4

3 任意事業

- ① **日中一時支援事業**：障がいのある人や障がいのある子どもに活動の場を提供し、その家族の一時的な休息を図るため、日中、日常生活上の必要な支援を行う事業です。
- ② **訪問入浴サービス事業**：居宅において入浴することができない重度の身体障がいのある人に対する訪問入浴サービスです。
- ③ **巡回支援相談員整備事業**：発達障がいなどに関する知識がある専門員が、保育所などの子どもやその親が集まる施設・場へ巡回などの支援を実施し、支援をする職員や障がい児の保護者に対して、助言などの支援を行う事業です。
- ④ **複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進**：手話奉仕員養成講座を修了した者を対象として、手話通訳者を養成する講習会を受講するために必要な力を養う事業です。
- ⑤ **身体障害者用自動車改造助成事業**：身体障がいのある人が、現に所有する自動車または新規購入する自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。
- ⑥ **障害者自動車運転免許取得費助成事業**：身体障がいのある人が、普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成する事業です。

(1) 日中一時支援事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における日中一時支援事業の実績をみると、ほぼ計画値どおりです。

図表VI-22 日中一時支援事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
日中一時支援事業	人	65	61	93.8%	65	66	101.5%	65

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

日中一時支援事業の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

障がいのある人を日常的に介護している家族を支援するため、内容充実を図りながら継続して実施します。

図表VI-23 日中一時支援事業の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
日中一時支援事業	人	65	65	65

(2) 訪問入浴サービス事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における訪問入浴サービスの実績をみると、計画値を大幅に上回っています。

図表VI-24 訪問入浴サービス事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
訪問入浴サービス	人	8	11	137.5%	8	14	175.0%	8

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

訪問入浴サービスの見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

重度の身体障がいのある人などの在宅生活を支援するため、今後も継続して実施していきます。

図表VI-25 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
訪問入浴サービス	人	15	16	17

(3) 巡回支援相談員整備事業

<第5期計画と実績>

5歳児健診などで経過観察の対象となった児童などを対象として、専門職（臨床心理士など）が訪園し経過観察を行うとともに、支援者間での情報共有や支援方法の検討などを行っています。また、専門家チームを作り、市内の幼稚園などを巡回し支援を行っています。

図表VI-26 巡回支援相談員整備事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度		令和元（2019）年度		令和2 (2020) 年度
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画
巡回支援相談員整備事業	実施の有無	有	有	有	有	有

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

障がいの早期発見・早期対応のため、引き続き継続して実施します。

図表VI-27 巡回支援相談員整備事業の見込み

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
巡回支援相談員整備事業	実施の有無	有	有	有

(4) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

<第5期計画と実績>

手話通訳者の確保に向け、平成28(2016)年度から、碧南市と合同でステップアップ講座を開催しており、講座修了者は計画どおりです。

図表VI-28 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
ステップアップ講座修了者数	人	7	8	114.3%	7	7	100.0%	7

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

ステップアップ講座修了者数の見込みは、手話奉仕員養成講座の修了者の見込みを勘案し、次のとおりとしました。

手話奉仕員養成講座を修了した人を対象に、今後もステップアップ講座を開催し、手話通訳者の確保に努めます。

図表VI-29 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進の見込量

区 分		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
ステップアップ講座修了者数	人	7	7	7

(5) 身体障害者用自動車改造費助成事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における身体障害者用自動車改造費助成事業の実績をみると、計画値を上回っています。

図表VI-30 身体障害者用自動車改造費助成事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2（2020）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
身体障害者用自動車改造費助成事業	人	2	2	100.0%	2	4	200.0%	2

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

身体障害者用自動車改造費助成事業の見込みは、平成30（2018）年度と令和元（2019）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

身体障がいのある人の社会参加を促進するため、今後も継続して実施していきます。

図表VI-31 身体障害者用自動車改造費助成事業の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
身体障害者用自動車改造費 助成事業	人	4	4	4

(6) 障害者自動車免許取得費助成事業

<第5期計画と実績>

第5期計画における障害者自動車免許取得費助成事業の実績をみると、利用実績にはばらつきがあり、令和元(2019)年度は利用実績がありません。

図表VI-32 障害者自動車免許取得費助成事業の計画と実績

区 分		平成30（2018）年度			令和元（2019）年度			令和2 (2020) 年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
障害者自動車免許 取得費助成事業	人	1	1	100.0%	1	0	-	1

<これからの事業展開とサービス量の見込み等>

障害者自動車免許取得費助成事業の見込みは、平成30（2018）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

身体障がいのある人の社会参加を促進するため、今後も継続して実施していきます。

図表VI-33 障害者自動車免許取得費助成事業の見込量

区 分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害者自動車免許取得費助 成事業	人	1	1	1

Ⅶ 計画の推進について

1 計画の推進

(1) 地域共生社会の実現をめざして

本計画では、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することにより、地域共生社会の実現をめざします。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

障害者差別解消法や障害者雇用促進法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現をめざします。

(3) 市民と行政の協働による計画の推進

障がいのある人や高齢者をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く市民に協力を求め協働による施策の展開をめざします。

(4) ライフステージに沿った切れ目のない支援

障がいのある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、障害福祉サービスおよび障がい児に対するサービスを中心として、障がいのある人の生活に関わる多岐にわたる分野の施策を総合的に推進するとともに、障がいのある人の自立と社会参加という視点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うよう努めます。

2 計画の推進体制

(1) 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策および障がいのある人ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を設置しています。

審議会の所掌事務は、障がい者福祉の基本施策に関することであり、本計画および障がい者福祉計画の策定並びに進捗管理も担っています。今後も、本市における障がい者施策の基本的な方向性を本審議会において検討していきます。

(2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、障がいのある人や高齢者を地域全体で見守り、支援する地域包括ケアシステムの構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会など関係機関との連携を強化します。

(3) 県および広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県および障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）の市と連携して推進します。

(4) 庁内体制の整備

本計画は、いわゆる福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるため、計画の推進にあたっては、介護障がいグループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

(5) 人材の確保と育成

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、事業所はもとより、地域全体で取り組まなければならない課題です。福祉サービスの質の維持向上を図るため市内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取組を推進します。

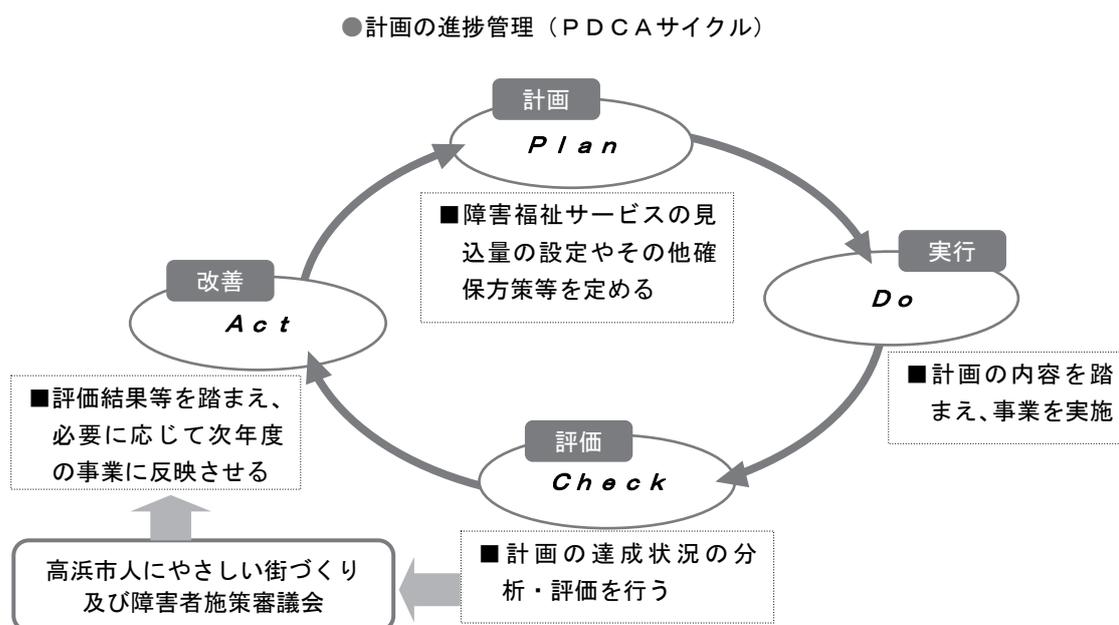
(6) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、サービス事業所等と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施、防災や感染拡大防止策の啓発活動など平時からの事前準備を進めます。

3 計画の進捗管理

地域共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会において行います。



Ⅷ 資料

1 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

(1) 条例

○高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会条例

(平成12年9月29日条例第31号)

(設置)

第1条 年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策及び障害者ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人にやさしい街づくり及び障害者福祉の基本施策に関すること。
- (2) 人にやさしい街づくり計画及び障害者福祉計画の策定及び変更並びに進捗よく状況等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民(次号から第5号までに掲げる者を除く。)
- (2) 保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 土木建築に関し学識経験を有する者
- (4) 障害者施設等の運営に携わる者
- (5) 福祉関係諸団体を代表する者

3 市長は、前項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市政策部及び福祉部において処理する。

(平18条例4・平21条例37・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)抄

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第37号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
市民	野々山 祐司	公募
	八重口 治美	公募
学識経験者 (保健・医療・福祉)	◎野口 定久	学校法人 日本福祉大学教授
	奥谷 敦子	高浜市立港小学校長
	橋本 靖	愛知県衣浦東部保健所こころの健康増進グループ課長補佐
学識経験者 (土木建築)	竹内 利宏	高浜市建築耐震研究会 技術委員会 委員長
障害者施設等	○改田 健児	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立所長
	石川 昌弘	社会福祉法人同善福祉会 チャレンジサポートたかはま施設長
	都築 真哉	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会事務局長
福祉関係団体	山本 貞夫	高浜市身体障害者福祉協会会長
	内村 紀子	高浜市手をつなぐ育成会会長
	中里 和子	特定非営利活動法人 のりのりフットワーク理事
	水野 啓章	特定非営利活動法人 ハートフルあおみ 所長
	毛受 保紀	高浜市民生・児童委員協議会会長

◎=委員長 ○=副委員長

2 計画の策定経緯

月 日	内 容
令和元（2019）年 8月19日	令和元（2019）年度 第1回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画等のアンケート調査について ・計画策定体制について
令和元（2019）年 9月17日	令和元（2019）年度 第1回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・高浜市障がい者福祉計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について ・障がい者福祉計画等のアンケート調査について ・計画策定体制について
令和元（2019）年 10月18日～ 11月8日	▶アンケート調査の実施
令和2（2020）年 2月17日	令和元（2019）年度 第2回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画等のアンケート調査結果について
令和2（2020）年 3月	令和元（2019）年度 第2回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <p>【新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面協議による意見聴取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画等のアンケート調査結果について
令和2（2020）年 7月17日	令和2（2020）年度 第1回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートから見える現計画の評価と課題について ・計画の骨子及び基本理念等について
令和2（2020）年 7月30日	令和2（2020）年度 第1回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートから見える現計画の評価と課題について ・計画の骨子及び基本理念等について

月 日	内 容
令和2（2020）年 10月6日	令和2（2020）年度 第2回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・第5次高浜市障がい者福祉計画の素案について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の案について
令和2（2020）年 10月26日	令和2（2020）年度 第2回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・第5次高浜市障がい者福祉計画の素案について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の案について ・第5次高浜市障がい者福祉計画（案）、高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）の公表等について
令和2（2020）年 12月17日	令和2（2020）年度 第3回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・第5次高浜市障がい者福祉計画の案について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の案について
令和3（2021）年 1月15日～ 29日	▶パブリックコメントの実施
令和3（2021）年 2月12日	令和2（2020）年度 第4回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・パブリックコメントの結果について ・第5次高浜市障がい者福祉計画（最終案）について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（最終案）について

※地域自立支援協議会については、計画策定に関する会議のみを標記しました。

3 用語解説

[あ行]

一般就労 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

医療的ケア児 医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことであり、医師や看護師などが行う医療行為と同じことを家族等が行う場合、医療的ケアと呼んで区別している。医療的ケア児とは、心身の機能に障がいがあり、呼吸や栄養摂取、排泄等の際に、医療機器やケアを必要とする障がい児をいう。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

[か行]

共同生活援助 ⇒ グループホーム

居住系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

居宅介護（ホームヘルプ） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、障がいのある人が居宅において、入浴、

排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

グループホーム（共同生活援助） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

[さ行]

サポートブック 障がいのある児童について、本人の生育歴、相談・判定歴等の基礎的な情報や本人（家族）の希望等の支援の方向性の参考となる情報が記載されたもの。

支援費制度 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15(2003)年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18(2006)年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

児童福祉法 昭和22(1947)年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のた

めに必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

就労定着支援 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整等の支援を行うサービス。

障害者基本法 昭和45(1970)年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5(1993)年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がいのある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人をいう。計画の範囲は、障がいのある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がいのある人の年齢・障がいの種

別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。
なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者権利条約 ⇒ 障害者の権利に関する条約

障害者自立支援法 障がいのある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。
平成25(2013)年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。 ⇒ 障害者総合支援法

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25(2013)年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活および社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害福祉計画 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込

み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活支援（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害保健福祉圏域 広域的に障がい者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部の12圏域で、本市は、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属している。

自立支援 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

自立生活援助 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者、精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点か

ら、適時のタイミングで適切な支援を行う事業。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

成年後見制度 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成年後見制度利用支援事業 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

相談支援 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員

が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

[た行]

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

地域生活支援拠点 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。
①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つの機能が求められる。

地域包括ケアシステム 高齢者や障がいのある人など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一種で、移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、

排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

特別支援学校 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

[な行]

難病 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47(1972)年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24(2012)年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）とされていたが、平成27(2015)年1月から151疾病に拡大された。令和元(2019)年7月現在、361疾病が障害者総合支援法における難病等の範囲となっている。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障

がいのある人も利用できる。

[は行]

発達障がい いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に分類される。

ピアサポート ピア(peer)は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて、他の障がいのある人を支援する活動をいう。

P D C A サイクル 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

ペアレントトレーニング 保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家族支援のアプローチの一つ。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多い。

ペアレントプログラム 子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客

観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信をつけることを目的としたプログラム。「行動で考える」「(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。「障がい」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできる。

ペアレントメンター 発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子どもの親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

放課後等デイサービス 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

訪問系サービス 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

ボッチャ [boccia] 障がいのある人、とりわけ脳性麻痺などにより、運動能力に障がいがある競技者向けに考案された障がい者スポーツである。パラリンピックの公式種目となっており、全世界で40か国以上に普及している。ボッチャとはイタリア語でボールのことである。

[ま行]

民生児童委員 民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市

長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

高浜市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

発 行 令和3（2021）年3月

発行者 高浜市 福祉部 介護障がいグループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地 いきいき広場内

TEL:0566-52-9871 FAX:0566-52-7918